



多様な場からの 人権課題への取り組み

弁護士 安孫子 理良



新年明けましておめでとうございます。

昨年12月に、執筆を担当した『不法行為法損害論の現在〜原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例の分析〜』（第一法規）が出版されました。私は、原発事故避難者が避難中に死亡した場合の和解事例について、医療過誤等の裁判例と比較した論考を担当しました。裁判では、医療事故による死亡の損害賠償について、相当因果関係と、相当因果関係が認められない場合の相当程度の可能性論で議論をしますが、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）の和解事例では「影響割合」という考え方で、柔軟な和解介を行っています。

行政機関の調査官の立場でしたが、死亡事例を担当する際、個人の人權感覚に照らし、損害賠償を否定することが酷であると考ええる事案では、一定の解決が得られるようにと柔軟な姿勢で和解仲介に関わりました。今回の公刊物が、今後の多種多様な事故による死亡事例の損害賠償実務に何らかの貢献があれば、とても嬉しく思います。

原発ADRでの経験で強く感じたことは、「憲法の精神に忠実な良心的在野法曹」としての役割は、社会的弱者の代理人に限らず、弁護士会、公務員、裁判官、調停委員など、様々な立ち位置でその力を発揮できるということです。私自身は、昨年10月より、東京地方裁判所の非常勤調停官に就任しました。その立場でも、自身の人權・平衡感覚を大切にしながら、調停実務に関わっていきたくと考えております。

TOKYO大樹法律事務所所員一同もまた、「憲法の精神に忠実な良心的在野法曹」としての使命を胸に、今年も、それぞれの活動分野で、人権課題に取り組んで参ります。





害するものとして、受験生に対する不法行為に該当すること及び、合格と判定されていたにもかかわらず、本件属性調整の結果、不合格と判定された者との関

東京医科大学に対する訴訟について、昨年5月30日に言い渡された東京高裁の控訴審判決において、大学が入試において属性調整を行っていることを公表することなく学生を募集した上、本件属性調整を実施した大学の行為は、受験生らの受験校を選択する自由を侵害するものとして、受験生に対する不法行為に該当すること及び、合格と判定されていたにもかかわらず、本件属性調整の結果、不合格と判定された者との関



事件紹介

医学部入試における女性差別 高裁判決について

弁護士 木山 悠

大学医学部の入学試験において性別を理由に不利な取り扱いがなされ、複数の大学に対して損害賠償請求をしていく。受験生らが原告となり、複数の大学に対して損害賠償請求をしていく。受験生らが原告となり、複数の大学に対して損害賠償請求をしていく。

今年もよろしく
お願い申し上げます
2024年1月
TOKYO大樹法律事務所
所員一同



コラム

先島諸島を訪問して

弁護士 村田 智子

昨年10月下旬、私が所属している東京弁護士会の期成会という会派が主催した、先島諸島(宮古島、与那国島、石垣島)訪問に参加しました。



コラム

意思決定支援とは

弁護士 木下 泉

精神上の障害により、意思決定能力を欠く常況にある方が後見開始決定を受けた場合、弁護士が後見人に選任される場合があります。後見人は被後見人の法定代理人になり、被後見人の最善の利益を目指して様々な意思決定を行い、法律行為を行っていきます。しかし、被後見人の最善の利益を目指すあまり、被後見人の意思とは異なることを行うこともありました。しかし、日本が平成26年に障害者権利条約を批准し、同条約において「障害者が

ご存知の通り、先島諸島には、次々と自衛隊が配備されています。その状況を確認し、市民生活に与える影響などを学ぶのが、この訪問の目的でした。

2泊3日で3島を周るといって、まさに弾丸ツアーと呼ぶのにふさわしい訪問でしたが、非常に充実した訪問となりました。

1日目の宮古島では、保良弾薬庫、準天頂衛星システム(軍事リーダー施設、千代田駐屯地、アリランの碑等を見学しました。

2日目の与那国島では、インビロリーダーを車窓から、久部良集落のリーダーを小中学校付近から見学し、与那国駐屯地、港湾予定地等を見学しました。

3日の石垣島では、戦争マリアの碑や、石垣駐屯地が見える展望台を訪れました。

各島で、住民の方々から、お話をうかがうこともできました。

各島を訪問して知ったことや、取り組まなければならないと思ったことはたくさんありますが、一番印象的だったのは、自衛隊基地



コラム

一年を振り返って

弁護士 佐藤 真依子

弁護士登録からあつという間に一年が経ち、弁護士2年目を迎えます。

この一年を振り返ると、離婚・相続等の家事事件や民事事件、国籍関係の事件、労働事件、債務整理、刑事事件等を通じて、相談者・依頼者・関係者の皆様をはじめとし、たくさんの方々の出会いがありました。日々依頼者の皆様とのやり取りの中で学ばせていただくことが多く、感謝の気持ちでいっぱいです。

昨年1月には、弊所の上杉弁護士が共同代表を務める、「結婚の自由をすべての人に訴える東京弁護士団」に参加しました。加入を決めたのは、私の友人・知人のなかにも、法律上同性のパートナーと結婚したいと考えている人や、結婚したいと思いがなくなっている人、今は結婚したいと思っていないが、結婚する・しないの選択肢がほしいという人などがおり、私にとって身近な問題だからです。

東京では、2019年に提訴した1次訴訟と、2021年に提訴した2次訴訟の2つの訴訟が行われています。昨年11月末に東京地裁に係属中の2次訴訟が結審・審理を終える

係では、性別による不合理な差別的取扱いとして不法行為にあたると判示し、得点調整自体が性別差別であり不法行為を構成することを認めました。

さらに、控訴審においては、合格と判定されていたにもかかわらず、属性調整の結果不合格と判定された者について、本件属性調整

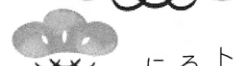
見人に選任されたとして、被後見人がお元氣な頃、見舞いに来てくれた親族を歓迎し、喜んで交通費や食事を渡し、プレゼントを毎回していたとします。原則、後見人は被後見人本人のための支出以外はいけません。しかし、被後見人の意思確認ができない状態であっても、きつと被後見人は前と同様に親族にいろいろな物を渡したいはずなのです。この場合、本人の意思を尊重して従前通り支出をするのか、食事代やプレゼントはただで交通費は支出するのか、被後見人のため以外の支出はできないとして一切支出しないのか、判断が分かれるところです。

私自身は本人の意思が強く推定され、経済的にも負担がなく、常識の範囲内の金額であれば、ある程度支出をしても良いのではないかと考えています。

の配備により、むしろ住民の生活が脅かされてしまっているというところでした。

例えば、宮古島の保良弾薬庫は一番近い民家から約250mしか離れておらず、万一の時に住民が逃げた時間はありません。与那国島の久部良集落のリーダーは中学校から見えるところに設置されていますが、強い電磁波を出しており、住民への健康被害が懸念されます。自然破壊のおそれもあります。例えば与那国島では、サンゴ礁の入り江から谷に囲まれた湿地に港を建設する計画があるということです。実現された場合、与那国島の自然に大きな影響が出ると思われます。

国を守るということとは、こういうことなのか、先島諸島が直面している課題は日本全国のごこの場所でも直面している課題といえるのではないかと、今後も考え続けていきたいと思っています。



ことし、今年頭には東京高裁に係属中の1次訴訟も結審の予定で、いずれもこの春に判決がなされる見込みです。結審前にすべての主張や証拠を出し切る必要があることから、弁護団としては昨年末が一つの山でした。

昨年11月末に行われた2次訴訟の尋問で、私は原告の一人であるAさんを担当しました。その方はパートナーのBさんと共にカップルでこの裁判の原告になっておられるのですが、Aさんのセクシュアリティは、パンセクシュアル(全性愛、Bさんは、生まれた時に割り当てられた性別が女性で、現在は男性として生活しているトランスジェンダーで、お二人とも戸籍上の性別が女性であるため、現行の婚姻制度を利用することができません。

Aさんの話の中で印象的だったのは、周りの人からセクシュアル・マイノリティだと思われることに対する恐怖感の強さです。「ネットニュースのコメント欄でLGBTQに対する偏見に満ちた発言やヘイトスピーチを目にする、自分に言われているような気持ちになる。また、こうしたことを書き込んでいる人が自分の友人や同僚であるかもしれないと思うと不安になる。」と話してくださいました。

そのような強い恐怖感があるにもかかわらず、本件の原告になってくださり、法廷で「LGBTQの子どもたちが、同じような不安を持たずに済むような社会にしていけるのが私たち大人の役割だ」と語るAさんの強い思いに胸が熱くなりました。

カミングアウトをしないという選択も一つ

により医学部に入学する地位ない資格を喪失した事により被った精神的苦痛は大きいと判断され、慰謝料は300万円と認定されました。令和4年9月9日の東京地方裁判所での1審判決では、150万円とされていたので、倍額が認められたことになり、その意義は大きいと評価できます。しかしながら、属性調



コラム

コロナ禍が過ぎて世界各地のプライドパレード再開

弁護士 上杉 崇子

昨年10月、台湾に行ってきました。目的の一つは台湾LGBTQ+プライドパレードの参加でした。プライドパレードとは、性的マイノリティは、性的マイノリティの人々のパレード行進として国際的に認知され世界各地で毎年開催されています。プライドパレードの起源となったのは、1969年6月に起きた「ストーンウォール事件」です。ニューヨークのグリニッジ・ヴィレッジにあるストーンウォール・インという性的マイノリティが集まるバーに不当な警察の捜索が入ったことに対して、客たちが初めて抵抗をしたという事件であり、欧米に同性愛解放運動が広がるきっかけとなりました。翌1970年6月、この事件を記念し記憶に留めるためのデモ行進がニューヨークを始めアメリカ各地で実施され、それが毎年恒例となり世界各地のプライドパレードに繋がりました。

「プライド」という言葉には長い間、「異常」「変態」として迫害され、ありのままの自分を隠して生きざるを得なかった性的マイノリティが、自分自身を肯定し誇りを持って街を歩くという意味が込められています。日本でも、東京レインボープライドパレードを始め各地で開催され、LGBTQ+の人もそうでない人も賑やかに参加しています。

台湾は、2019年にアジアで初めて同性カップルの結婚が法制化された国です。私は、日本の結婚平等の実現を目指す公益社団法人 Marriage For All Japanの仲間と一緒に台湾プライドパレードを歩きました。歩きながら、



台湾の人に、「日本はまだ同性どうして結婚できないの？」と驚かれ、「応援してるー」と声をかけられたことが印象的でした。思い返せばコロナ禍前の2019年には、ストーンウォール事件50周年を記念する大盛り上がり、ニューヨークのプライドパレードに参加し、ニューヨークの人たちから日本の結婚平等を応援されました。あれから5年、日本の結婚平等はまだ実現していませんが、社会は着実に前進しています。日本で性的マイノリティの「プライド」が結婚の平等としても尊重されることを求めて、2024年もどこかの街のプライドパレードを歩きます。



の選択肢として尊重される社会であってほしいと私は願っていますが、大前提として、人がLGBTQであることが知られたせいで不利益に扱われたり、村八分にされることを恐れる必要のない世の中にしていきたいと改めて思いました。

整の結果にかかわらず不合格になった人に対する慰謝料については、一審判決の20万円にとどまっている点などもあり、同判決について、一部原告は、最高裁判所に対し上告しており、弁護団としてはさらなる救済が必要だと考えています。

それってうちのせい？

弁護士 近藤 博徳



あるアパレルメーカーの社長が相談にいられた。製品を納めている大手ショップから突然、「お宅の下請で従業員の賃金を払っていないところがある、そういう人権侵害をしている会社の商品をうちで売るわけにはいかない、お宅で解決しなければ、今後お宅との取引は打ち切る」と通告されたそうです。

社長がその下請会社の社長に確認すると、確かに賃金不払いが3ヶ月分ほど発生しているとのことでした。どうやら従業員が、最終納入先である大手ショップの影響力を期待して、報告をしたようです。社長は「それってうちのせいじゃないでしょ？」と不満たらたが、その下請会社とは長い付き合いだし、製品のできばえもよく、また他ではなかなか調達できない製品もあったため、その下請会社を切るという選択はありませんでした。結局、社長は下請会社を支援することを決断しました。未払賃金も含めた当座の運転資金を貸し付けることにしたのです。それによって下請会社は一息つくことができ、また社長の会社も大手ショップとの取引を維持することができました。

けれども、社長が心配していたとおり、構造的な要因による経営不振に陥っていた下請会社は、その後最終的に倒産してしまいました。社長は、下請会社に貸し付けた資金の大半を回収することができず、大きな損失を被ってしまった。しかし取引先の大手ショップはむしろ知らぬ顔です。

大手ショップは、「人権アブーデリジェンス」を実践し、自社取扱製品のサプライチェーンにおける人権侵害を是正する、という意気込みだったのかも知れません。しかし、それが取引先の下請請会社の人権侵害の尻拭いをするものであるならば、結局は下請けいじめではないかと思えます。他方で、下請会社と直接の取引関係にない大手ショップが、下請会社の人権侵害を是正させるには、結局取引先を通じて間接的に圧力をかけたり、逆に支援をしたりするしかないのだろとも思われ、取引先は巻き込まれるを得ない構造になっているようにも感じます。

「人権アブーデリジェンス」は必要だと思えますし、強制労働のような極端な人権侵害をしている会社なら切り捨てられてもやむを得ないでしょう。でも、賃金不払いまで「人権アブーデリジェンス」を理由に排除されるとなると、取引先は自社だけでなく下請会社の経営状態にも気を配らなければいけなくなります。中小企業にそこまで要求するのは酷でしょう。要はバランスの問題なのかも知れませんが、線引きは簡単ではなそうです。

Lawyers column

福田村事件

弁護士 佐々木 学



先日、事務所近くの映画館で「福田村事件」という映画を鑑賞してきました。

題材となったのは、100年前の関東大震災の直後に、千葉県現在の野田市にあった福田村という村で、香川県から来た葉の行商人の一行15人のうち子供や妊婦を含む9人が、朝鮮人と勘違いされ、村人らによって虐殺されたという実際にあった事件です。

私は千葉県の流山市というところで育ったのですが、その隣に所在する野田市で、実際にそのような凄惨な事件があったということについては、恥ずかしながら知りませんでした。

殺害された行商人達は、被差別部落の出身だったそうですが、映画の中では、当時の被差別部落差別や朝鮮人差別の現状などもリアルに描かれていました。

当時、日本が韓国を併合して植民地化を進めていたという社会背景のもとで、朝鮮半島出身者に対する負い目と差別意識から、普通の人が、大震災後のパニックもあって、いとも簡単に残酷な行為に及んで行く過程も描かれていました。

映画を見終わった後、紀伊國屋書店の中で、辻野弥生さんという方が書かれた「関東大震災・知られざる悲劇―福田村事件」という本を発見したので、迷わずこれを購入して、熟読しました。著者は、流山市在住のフリーライターで、独自に福田村事件の調査をされたようです。本の中では、当時の社会背景だけでなく、事件の詳細な状況や事件後の顛末なども触れられていて、福田村事件だけでなく、千葉県内や東京都内で多数発生した朝鮮人虐殺事件についても記載されていました。

13年前に発生した東日本大震災の直後にも、インターネットで外国人犯罪についてのデマが拡散しました。また、現在でも、インターネット上には、在日朝鮮人や在日韓国人、中国人に対するヘイトがあふれています。そのため、残念ながら、今でも、何かのきっかけがあれば、100年前と同じようなことがいつでも起こり得ると感じています。

事務局 ちよひひひひ

▼古代ギリシャの歴史家トゥキユデデスが著した「戦史」にはこんなエピソードがあります。紀元前430年、ペロポネソス戦争が始まって2年目のこと、アテナイでひどい疫病が流行しました。すると、アテナイでは「敵対する」ペロポネソス側が貯水池に毒を入れたのではないかと、などという噂が立ったそうです。この話を読んだのは何年前ですが、古代の話とは思えないほどリアルに感じられて、とても印象に残っています。

▼最近傘の骨が曲がることや折れるほど風が強い日が多く、年々気候の変化を実感しています。過去に経験のない（あまり経験がなくとも良いと思われる）自然現象が増えつつあるので、「過去最大の」「季節外れの」と付く出来事は、今後喜ばしい現象であることを願います。



編集後記

先日一駅で下りるつもりのもノレールで誤って快速に乗り、羽田空港まで運ばれてしまいました。想定外のハプニングでしたが、車内の活気とスーツケースの数で旅行者が増えていることを実感する機会にもなりました。



ホームページはこちらです。
<https://www.tokyotaiju.com/>



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分
 都営バス「花園町」下車 徒歩3分